

2026 年 9 月 28 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

各種預金規定の一部改定について

平素より、西日本シティ銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。
このたび当行では、「2026 年度末までの手形・小切手の全面電子化」に向けた取組みの一環として、
「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他行振出手形・小切手の入金終了」に伴い、
各種預金規定を一部改訂いたしますので、お知らせします。

記

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 改定対象の預金規定

- 「当座勘定規定（一般用）」
- 「当座勘定規定（個人当座用）」
- 「普通預金・貯蓄預金共通規定」
- 「納税準備預金規定」
- 「定期預金・通知預金・定期積金共通規定」
- 「積立式定期預金規定」
- 「代金取立規定」

3. 改定内容

■当座勘定規定（一般用）

改定前	改定後
第 1 条 当座勘定への受入れ （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。	第 1 条 当座勘定への受入れ （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。</u>
（2）（中略）	（2）（中略）
（3）（中略）	（3）（中略）

(4) (中略) 第7条 手形、小切手等の支払 (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) 第8条 手形、小切手用紙 (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略) (6) (中略) 第13条 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払い保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 第17条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく	(4) (中略) 第7条 手形、小切手等の支払 (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) 第8条 手形、小切手用紙 (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出して下さい。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略) (6) (中略) 第13条 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払い保証はしません。 第17条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとしま
--	--

支払うことができるものとします。 (2) (中略) 第 18 条 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) (中略) 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u> 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u> 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	す。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された場合は、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (中略) 第 18 条 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された場合は、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (中略) 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
--	--

■当座勘定規定（個人当座用）

改定前	改定後
第 1 条 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。	第 1 条 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026 年</u>

(2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) 第7条 手形、小切手等の支払 (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略) 第8条 手形、小切手用紙 (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略) (6) (中略) 第13条 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払い保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	<u>9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。</u> (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) 第7条 手形、小切手等の支払 (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略) 第8条 手形、小切手用紙 (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略) (6) (中略) 第13条 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払い保証はしません。
---	---

第 17 条 振出日、受取人記載もれの小切手、手形 (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) (中略) 第 18 条 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) (中略) (3) (中略) 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。	第 17 条 振出日、受取人記載もれの小切手、手形 (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された場合は、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (中略) 第 18 条 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された場合は、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (中略) (3) (中略) 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
---	--

■普通預金・貯蓄預金共通規定

改定前	改定後
2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）を受入れます。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略)	2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略)

■納税準備預金規定

改定前	改定後
2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略)	2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。</u> (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略)

■定期預金・通知預金・定期積金共通規定

改定前	改定後
1. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (中略) (3) (中略)	1. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。</u> (2) (中略) (3) (中略)

■積立式定期預金規定

改定前	改定後
1. 預入れの方法 (1) (中略) (2) この預金は、口座振替による預入れのほか、現金、小切手その他証券類を、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。いずれの場合も、必ず通帳をご持参ください。ただし、小切手その他の証券類を預入れするため交換所での交換を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。 (3) (中略)	1. 預入れの方法 (1) (中略) (2) この預金は、口座振替による預入れのほか、現金、小切手その他証券類を、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。いずれの場合も、必ず通帳をご持参ください。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。なお、小切手その他の証券類を預入れするため交換所での交換を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。</u> (3) (中略)

■代金取立規定

改定前	改定後
2. 対象となる手形、小切手 対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの小切手とします。 <u>2027年4月以降が期日の約束手形・為替手形と2027年4月以降が振出日の小切手は取立受付の対象外となります。</u>	2. 対象となる手形、小切手 対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの小切手とします。<u>ただし、当行を支払場所とする手形、小切手は2026年9月30日までに振り出されたものに限り、また、他行の最終振出期限を超過して振り出された約束手形・為替手形および小切手は支払不能となる場合があります。</u>

※ 改定後の預金規定全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

＜ホームページ規定一覧＞https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

詳しくはお取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以 上